

新潟県公安委員会規則第6号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年3月22日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第2		別表第2	
道 路 名	区 間	道 路 名	区 間
(略)		(略)	
一般国道49号	東蒲原郡阿賀町八ツ田字高反1636番24（福島県境）から新潟市中央区紫竹山3丁目520番1まで	一般国道49号	東蒲原郡阿賀町吉津字大平3818番2から新潟市中央区紫竹山3丁目520番1まで
(略)		(略)	
一般国道113号	新潟市北区太夫浜字川跡4042番2から胎内市村松浜字下原2730番2まで	一般国道113号	新潟市北区太夫浜字川跡4042番2から新潟市北区木崎3560番まで
一般国道113号	北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷地2321番4から北蒲原郡聖籠町東港3丁目3355番10まで	一般国道113号	北蒲原郡聖籠町大字蓮野字西山3353番1から胎内市村松浜字下原2730番2まで
(略)		(略)	
主要地方道新潟中央環状線	新潟市南区上塩俵1254番4から新潟市南区北田中780番25まで	主要地方道新潟大外環状線	新潟市南区上塩俵1254番4から新潟市南区北田中780番25まで
主要地方道新潟中央環状線	新潟市北区木崎3560番から新潟市北区笹山東149番まで	主要地方道新潟大外環状線	新潟市北区木崎3560番から新潟市北区笹山826番16まで
(略)		(略)	
一般県道長岡七日市線	(略)	一般県道長岡七日市線	(略)
一般県道新潟東港線	新潟市北区横土居字別行沢211番7から北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷地2321番4まで		
一般県道沢海酒屋線	新潟市江南区木津字天王杉1953番6から新潟市江南区木津字天王杉1734番1まで		
(略)		(略)	
市道新津1-380号線	(略)	市道新津1-380号線	(略)
市道榎山の下線	新潟市東区榎町47番地から新潟市東区松島2丁目80番1まで		

市道横越木津線	新潟市江南区木津字天王杉1734番1から新潟市江南区横越字上郷410番1まで		
市道新津1-386号線	新潟市秋葉区川口字乙2381番から新潟市秋葉区川口字乙656番1まで		
市道荻川新津線	新潟市秋葉区川口字乙578番10から新潟市秋葉区川口字乙578番12まで		
(略)		(略)	

附 則

この規則中別表第2の一般国道49号の項の改正は平成25年3月30日から、その他の改正は平成25年4月1日から施行する。